

奈良県地域認証材住宅助成事業に関するQ&A

1. 対象となる住宅について

Q1-1 分譲(建売)住宅は、補助の対象になりますか。

A1-1 補助の対象となります。

一戸建ての専用住宅(居住の目的だけで建築されるもの)を補助の対象としていますので、これに該当すれば補助の対象となります。

Q1-2 木造枠組壁工法(ツーバイフォー)や木質プレハブ工法は、補助の対象になりますか。

A1-2 補助の対象とはなりません。

柱や梁などの構造材として県産材の利用促進を図るため、木造軸組工法(在来工法)で建築された住宅を補助の対象としています。

Q1-3 増築や改築は、補助の対象になりますか。

A1-3 補助の対象にはなりません。ただし、建築確認申請で、工事種別が、増築・改築の場合でも、新築住宅と同様に、既存建物とは別棟となる、新たな一棟建ての建築の場合に限り、補助の対象となります。

Q1-4 長屋住宅や店舗付き住宅は、補助の対象になりますか。

A1-4 補助の対象にはなりません。補助の対象は一戸建て専用住宅に限ります。

Q1-5 利用計画書の「県産材の特徴的な使用計画」とは、具体的にはどのような内容であればよいのですか。

A1-5 次のようなものを想定しています。

例1 床の間のある和室を設ける。

例2 リビング・ダイニングの柱、梁を「現し」で使用する。

例3 和室はすべて真壁造りとする。

例4 リビングの壁と床にムクのスギ板を使用する。

なお、優れた内容の住宅は、県産材の活用事例として普及PRに活用させていただく予定です。

2. 交付対象者（建築主）・補助金事務委任を受けた代理人について

- ※ 補助金の交付を受けることのできる事業者は、建築主が対象
- ※ 補助金の交付に係る一切の事務を、建築主と建築工事請負契約（自らが建築主となる場合を含む。）を締結し、建築主から委任を受けた、建築工事を行う業者（以下「代理人」という）による委任事務とすることができます。
- ※ 代理人となる業者は、建設業法による「建設業の許可」のうち「建築一式工事」を受けていることが条件です。

Q2-1 建築主（施主）が現在県外に住んでいますが、補助の対象となりますか。

A2-1 建築主の現住所には、特に条件はありません。
奈良県内に定められた条件を備えた住宅を建築される場合は、補助の対象となります。

Q2-2 建築主と建築工事請負契約（自らが建築主となる場合を含む。）を締結し、建築主から委任を受けた、建築工事を行う業者は、建設業の許可を受けていませんが、県内で住宅の建築工事を行っています。
委任事務の代理人の対象者となりますか。また、その場合建築主は、補助の対象者となりますか。

A2-2 委任事務の代理人の対象者とはなりません。また、この場合建築主は、補助の対象者とはなりません。
建設業法による建設業の許可（建築一式工事）を受けていることが要件となっています。

Q2-3 建築主と建築工事請負契約（自らが建築主となる場合を含む。）を締結し、建築主から委任を受けた、建築工事を行う業者は、他府県の知事の建設業の許可（建築一式工事）を受け、奈良県内で住宅の建築工事を行っています。委任事務の代理人の対象者となりますか。また、その場合建築主は、補助の対象者となりますか。

A2-3
委任事務の代理人の対象者となります。また、この場合建築主は、補助の対象者となります。
建設業法による建設業の許可（建築一式工事）を受けていれば、委任事務の代理人の対象者となります。

Q2-4 建築主と建築工事請負契約（自らが建築主となる場合を含む。）を締結し、建築主から委任を受けた、建築工事を行う業者は、建設業の許可のうち「大工工事」で奈良県知事の許可を受けていますが、委任事務の代理人の対象者となりますか。また、その場合建築主は、補助の対象者となりますか。

A2-4 「大工工事」の他に「建築一式工事」の許可を受けていない場合は、委任事務の代理人の対象者とはなりません。また、この場合建築主は、補助の対象者となりません。

木造住宅の建設工事には、大工工事以外にも多様な工事が必要となります。

そのため、全ての建築工事行うことができることを条件とし、「建築一式工事」の建設業の許可を受けていることで確認することとしています。

3. 申請手続きなどについて

Q3-1 利用計画書の提出などは、どこが窓口になるのですか。

A3-1 利用計画の提出や補助金の申請などは、すべて「奈良県地域材認証センター」を受付窓口とします。

Q3-2 利用計画書提出時に建築確認済証の写しを添付することができないのですが、利用申込みできないでしょうか。

A3-2 書類を応募期間内に提出できない場合は、提出可能となった段階で速やかに提出してください。

ただし、これらは補助金の交付を受けるために必要となるため、遅くとも補助金交付申請時までには提出していただく必要があります。

Q3-3 建売住宅で申請する場合も、建築主の事務委任状は必要ですか。

A3-3 申請者自らが建築主の場合は、必要ありません。

Q3-4 応募多数の場合は、どのようにして利用予定者を選定するのですか。

A3-4 受付順に審査を行い、補助要件に適合する計画を予算の範囲内で決定します。受付した計画が補助要件に適合していても、受付順位により、選定されない場合があります。

Q3-5 利用計画が補助対象として選定された後、どのような手続きが必要ですか。

A3-5 計画に従って建築工事を進め、構造材に使用する木材の準備ができた段階で、改めて正式な補助金の交付申請を行っていただきます。(利用計画の内容を変更する場合、原則として変更手続きなどが必要です。)

県は交付申請の内容の審査及び使用状況の確認結果をもとにして補助金の交付決定を行いますので、その後、事業の実績報告や補助金の請求を行っていただきます。

Q3-6 利用辞退届はどのような場合に提出するのですか。

A3-6 応募された利用計画が補助対象として選定された後、正式な補助金交付申請書を提出するまでに次のいずれかに該当することとなったときは、すみやかに提出してください。

- ①選定された利用可能計画に変更が生じ、補助の条件を満たさなくなったとき
- ②屋根の小屋組工事の完了予定年月日が利用予定決定通知書に記載された完了期限を越えるとき
- ③事業(建築工事)を中止し、又は廃止しようとするとき

Q3-7 使用状況の確認は誰が、どのような方法で実施するのですか。

A3-7 使用状況の確認は、県が認証センターに委託します。

従って、奈良県地域材認証センターの調査員が建築現場に赴き、現地で認証材の使用状況を確認します。

Q3-8 補助金はいつ頃交付されるのですか。

また、補助金の交付を受ける時期に制限はありますか。

A3-8 屋根の小屋組工事が完了後に、建築基準法による中間検査の合格証(写)を添えて実績報告を行っていただきます。県は実績報告の内容を確認し、申請者からの請求に基づき補助金を交付します。

建物の完成や引渡しは補助金を交付するうえでの条件とはなっていませんが、補助金の請求(交付請求書の提出)は、遅くとも交付決定を受けた年度の2月末日までに行っていただく必要があります。

4. その他

Q4-1 地域認証材を生産している工場はどこですか

- A4-1 川上産吉野材販売促進協同組合(川上さぷり)(TEL 0746-53-9988)
吉野銘木製造販売株式会社(TEL 0747-52-8881)
高田木材協同組合(TEL 0745-63-1101)
西垣林業株式会社(TEL 0744-46-3939)
川上村森林組合(TEL 0746-52-0011)
泉谷木材商店(TEL 0744-42-6625)
御杖村森林組合(TEL 0745-95-2010)
十津川村森林組合(TEL 0746-64-0301)
宇陀市森林組合(TEL 0745-82-1409)
吉田木材株式会社(TEL 0744-23-5000)
室生村森林組合(TEL 0745-92-3570)
都祁森林組合(TEL 0743-82-1858)
阪口製材所(TEL 0746-32-2310)
奈良県森林組合連合会(TEL 0742-26-0541)
吉野中央木材株式会社(TEL 0746-32-2181)
天川村森林組合(TEL 0747-63-0301)

<平成23年3月16日現在>

(奈良県地域材認証センターのホームページ(<http://www.nara-ninshozai.jp/>)
「参加企業一覧」を参照してください。)

Q4-2 地域認証材の品質基準はどのようなものですか

- A4-2 乾燥度合は、含水率(SD)20%以下
強度は、ヤング係数を測定し表示
スギ E70、E90以上
ヒノキ E90、E110以上
その他、寸法精度や曲がり等の基準を設けています。